

(貸付料率による競争入札方式)

自動販売機の設置に関する賃貸借契約書

仙台市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、次の物件を乙に貸し付ける。

土地
所　在
地　目
面　積
(㎡)
(別紙図面)

建物
施設名称
所　在
貸付箇所
階
面　積
(㎡)

(使用目的等)

第2条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、本賃貸物件を自販機設置の目的以外に使用してはならない。

(貸付期間)

第3条 賃貸借期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの3年間とする。

(貸付料)

第4条 貸付料は、売上金額に貸付料率〇%を乗じたものに別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税率が改正された場合は、改正後の税率に従う。

(電気料)

第5条 乙は、本契約に基づき設置した自販機には電気の使用量を計る子メータを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の子メータの表示する使用料を計算し、翌月末迄調定を行い、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払うものとする。

(遅延損害金)

第6条 乙が第4条及び前条に定める納付期限までに貸付料等を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、仙台市公有財産規則第24条第2項及び附則第4項の定めにより計算した金額に相当する遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(売上報告書の提出等)

第7条 乙は、本件賃貸借に係る自販機の売上状況を4月から3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに、様式2-1の売上報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係る貸付料を取りまとめ、その月の月末迄調定を行い、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(自販機設置の基準等)

第10条 乙は、次に掲げる基準に基づき自販機を設置しなければならない。

(1) 設置する自販機には、販売し管理するものの会社名又は管理者名を必ず明記すること。

(2) 自販機の機種は、省エネ法(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号))に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率よい自販機であること。

(3) 自販機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。

(4) 自動販売機を据付ける場合は、日本産業規格(JIS)の据付基準又は(社)全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講ずること。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第11条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行わなければならない。

(1) 使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製または金属製とし、概ね70リットル以上のものを設置すること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとする。

(2) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。処理に当っては、法律または条例の規定に基づき許可を得るなど適切なりサイクルに結びつけ得る業者に委託するものとする。なお、回収頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

(3) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(有益費の請求権の放棄)

第 13 条 乙は、本契約を終了したとき、本件賃貸借物件の改良のために費やした金額その他有益費についてその価格の増加が現存する場合であっても、甲に対し、その費やした金額または増加額の請求を行なわないものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(原状回復)

第 15 条 本契約が終了したときは、乙は自己の責任において本件賃貸借物件を原状に回復したうえ、甲の指定する期日まで明渡しするものとする。

(善良なる管理者の注意義務)

第 16 条 乙は、市民が安心して商品を購入することができるよう自販機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

(疑義の決定)

第 17 条 本契約に疑義のあるときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

〇〇年〇月〇日

甲（賃貸人） （住所） 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
（氏名） 仙 台 市
代表者 市 長

乙（賃借人） （住所）
（氏名）